発議第４号　地方自治法第180条第１項の規定による市長専決処分事項の指定についてに対する附帯決議（案）

市の事務事業及び行財政運営等の効率的な執行の観点から、議会の権限に属する事項のうち、軽易な事項については地方自治法第180条第１項の規定に基づき市長の専決を認めるところであるが、市営住宅、改良住宅又は小集落改良住宅に係る家賃等の支払請求及び住宅明渡しの請求に関する訴えの提起、和解又は調停に関わっては、以下の事項を実行するよう強く要望する。

記

公営住宅の家賃の徴収を適切に行うことは、公営住宅の適正な管理を行うにあたり、極めて重要なものと考えているところであるが、一方で、公営住宅は住宅に困窮する低額所得者等に対して賃貸する住宅であることから、やむを得ず家賃を支払えない状況にある者に対しては、その収入等の状況や事情を十分把握するなど、住宅明渡しに関わっては特段の配慮をすること。